

## 明治期における学校衛生の検討

—師範学校における「学校管理法」を中心として—

野村良和

### A study on the school health in the Meiji era

—the “School Management” in the normal school—

Yoshikazu NOMURA

The educational subject area “School Management” in the teacher preparation education had included the components relating to the school health activities.

But there was few study relating to it in the school health researches.

So, the aim of this study is to discuss the making process of the “School Management” in the curriculum of the teacher preparation education, and to discuss the components of the “School Hygiene” included in the “School Management”.

The findings from this study were as follows;

1. The “School Management” was placed in the curriculum of the teacher preparation education mainly by Shuji IZAWA and Hideo TAKAMINE with much information of the curriculum system in the U.S.A.
2. The “School Management” written by IZAWA had influenced very much on many authers in that field.
3. The “School Management” written in the early period was influenced by that of in Scotland on the aspect of the components.
4. Koresaburo MINE set the category “School Hygiene” in the “School Management”.
5. The contents area relating to the school environmental hygiene were emphasized. But in later, they were included in the tasks of the school physician.
6. In the later Meiji era, the contents area of the “School Hygiene” were not authorised.

Key words : School Health, School Hygiene, School Management, Teacher Preparation Education

#### I. はじめに

明治5(1872)年に全国的な学校教育制度の整備を狙いとした「学制」が發布され、全国各地(学区)で学校の建築が始められたが、それに並行して学校教育の中身についても、諸外国を参考にしつつ、徐々に我国独自の学校教育というものが志向されてきた。このような経過の中で、後に言う

「学校衛生」に関係すると判断できる諸々の施策が講じられた。それは例えば学校の建築に際しての環境衛生的配慮、学校における伝染病対策<sup>1)</sup>、さらには衛生に関係した内容の教育や指導等である。これらのものに歴史的な考察を加える場合、概して個別的且つ縦断的にならざるをえない。それは「学校衛生」というような用語が一般的でなかつ

た明治の前期においては、当時の関係する諸家においてさえも、必ずしもその意味するもの（領域や内容）が一致しておらず、厳密にはその時点において、「学校衛生」として一括することが非常に困難なためである。

そこで学校保健活動の歴史的経緯を明らかにするためには、前述のような内容を含めて、現在の学校保健活動に含まれる領域と何等かの関連性を持つ諸々の活動を多面的に検討し、総合することが必要になってくる。

それらの中の未検討課題のひとつとして、各々の時代において実際の教育現場で児童生徒たちに直接接触する教師達が、どのような範囲にわたる力量を期待されていたのか、そしてその中で「学校衛生」はどのように位置付けられていたのか、という問題がある。この点について教員養成（師範学校の）教育の方針の具体的現われである師範学校の学科課程を見るとき、「学校衛生」に含める内容を含んでいながら、従来学校保健領域の研究ではほとんど注目されていなかった「学校管理法」という科目が浮かび上がってくる。この「学校管理法」について、これまでの論考においては検討の必要性の指摘だけが行われてきた<sup>11)17)</sup>。

以上のような問題状況を踏まえ、明治期における「学校衛生」観を探る作業の一環として、ここでは師範学校の学科課程に「学校管理法」が位置付けられた経過並びに、明治期におけるその内容の推移を、「学校衛生」（学校保健）の側面から考察する。<sup>11)</sup>

## II. 師範学校の学科課程に「学校管理法」が位置付けられた経過

「学制」の発布に先立ち、政府は既に教員の養成方法を考案していた。1872（明治5）年4月の「小学教師教導場建立ノ伺」が、翌月正院において決定されたことを皮切りに、東京を始めとして大阪、仙台、名古屋、広島、長崎、新潟に官立の師範学校が設立され、地方の中心的な都市に講習所や伝習所と呼ばれる機関が作られた（これらの機関も後年師範学校と改称されてくる）。

当時の官立師範学校における教育内容は、その時期の教師にとって最も必要と考えられていた、「学問領域の列举」と言っても過言ではない<sup>22)</sup>。

そのしばらく後、師範学校の学科課程に「学校管理法」が位置付けられることになるが、そのこ

とに貢献したのは、伊沢修二と高嶺秀夫である。伊沢と高嶺は、1875（明治8）年より約3年の間文部省の命を受けて、師範学科の取り調べのため米国留学を行っている。<sup>22)</sup>

ところで伊沢が留学したマサチューセッツ州のヴリッジウォーター師範学校の教育科目（1866年制定）は、全般的に見て、各教科目の教育を重視するタイプであり、「学校管理法」という独立した科目が無く、「教授ノ理及術」に付随して扱われる形をとっていた。一方高嶺が留学したオスウィーゴ師範学校の教則（1870年制定）においては、「學校財政・管理・學校法」という科目の形で位置付けられており、全体的に見て前者に比べてかなり分化された教科目体制をとっていた<sup>8)</sup>。

この留学の途中、伊沢らは当時の文部大輔田中不二麻呂より、米国教育制度の調査並びに資料の翻訳を命じられた。これに応じて伊沢が翻訳紹介したマサチューセッツ州の師範学校の学科では、全体としてはヴリッジウォーター師範学校の学科課程に類似しているが、在学期限2年の最後の期間（第4期）の「教授ノ理論及ヒ技術」の中に「學校管理ノ方法」が設けられている。<sup>23)</sup>

1878（明治11）年に帰朝した伊沢は、一時東京師範学校の「雇」となり自由な立場にあったが、文部省学務課兼勤の後、学校長補に任ぜられた。その時同じく「雇」であった高嶺は、学校長補心得に任ぜられている<sup>19)</sup>。そして翌年3月、伊沢が校長に、高嶺が校長補になり、当時我国の教師養成教育の中心であった、東京師範学校の教則改正が行われたわけである。この改正で中心的であったことは①教則の改正、②試験方法の改革、③帳簿の整備の3点である。<sup>24)</sup>その中で、それまでは羅列的であった教育内容を、表1に示すように初めて構造的に編成した点は、師範教育にとって極めて画期的であったといえる<sup>20)</sup>。

ここに見られる5つの領域は、先の米国におけ

表1 東京師範学校学科目構成

格物学	史学哲学	数 学	文 学	芸 術
化 学	歴 史	算 術	和 漢 文	図 画
物 理 学	経 済 学	記 簿 法	英 文	書 法
金 石 学	心 理 学	代 数 学		読 法
植 物 学	教 育 学	何 年 学		唱 歌
動 物 学	学校管理法	星 学		体 操
		生 理 学		

る師範学校の学科課程には存在しない。この点に関して水原克敏は、これらの領域の設定はミズリー州ウルレンスボルグ師範学校の校長であったジェームス・ジョホノット (Johnnot, James 1823~88) の影響であると指摘している<sup>9)</sup>。

ジョホノットは、教育課程編成における一般原則として、「五ヶ条ノ學科ヲ全課程ニ貫通セシメ」ることをあげており、それは「理學ノ課程」、「哲學ノ課程」、「語學ノ課程」、「數學ノ課程」、「美妙學ノ課程」である。これらは東京師範学校の5つの領域に一致するものである。この学科目構成は、米国留学時にジョホノットに影響を受けた高嶺の構想によると判断できる。<sup>10)</sup>

1880 (明治13) 年、教育の画一化をねらいとして教育令の改正が行われ、小学校の教科内容が統制された。それに対応することを意図して、師範学校の教育内容の全国的基準が設けられた。すなわち1881 (明治14) 年の「師範學校教則大綱」の制定である。その中で、「教育學學校管理法」が初等師範学科、中等師範学科、高等師範学科それぞれに位置付けられた<sup>23)</sup>。ここに初めて「学校管理法」が師範学校の学科課程に、法的に制定されたと言えるが、これは東京師範学校の学科課程を基にしたものである。

以上のことから考えて、我国の師範学校の学科課程に「学校管理法」という科目が位置付けられたのは、米国の影響が大きいと判断できる。

### III. 『学校管理法』の検討

#### 1. 初期の「学校管理法」

師範学校の創設当時における官立師範学校の役割は、全国の教師を養成するための指導者の育成であった。その頃の教師に特に早急に要求されたのは、授業を展開するために必要な学問的基礎知識であり、その源の多くは海外の教育関係図書の翻訳本に求められていた。例えば東京師範学校は「……一切西洋小學ノ規則ヲ以テス……」という形でスタートした。しかしながら実際には「……當時我邦未タ至當ノ譯書アラサル……」といった状況であった。

その後次々に翻訳本が出版されたが、それらの中に『学校管理法』と称される図書が出現するまでには、約10年を要した。<sup>10)</sup>それまでの間は、1873 (明治6) 年文部省発刊の箕作麟祥著『百科全書教育論』が主な手掛かりとされていた。しか

し一方では『米國學校法』(1878年、文部省)並びに『教育雑誌』(第15号、1876年、文部省)において、アメリカの師範学校の学科課程が紹介され、その中には「学校管理法」という教育内容が位置付けられている。

#### 2. 最初の『学校管理法』及びその内容

我国において最初に出版されたものは、1883 (明治15) 年の伊沢修二による『學校管理法』である。著者の説明に依れば、これは「蘇國教育家カレー」(スコットランドの教育家カレー) の教育論に基づきつつ、米国での経験並びにその後の東京師範学校長 (11.10校長補, 12.3—14.6校長) としての経験を加味したものである<sup>9)</sup>。

その内容項目は、以下の通りである。

- 第一 學校編成ノ大旨ヲ論ス
  - 第二 諸種ノ編成法及其得失ヲ論ス
  - 第三 校具整理ノ方法ヲ論ス
  - 第四 分級ノ方法及得失ヲ論ス
  - 第五 學科課程
  - 第六 教科用具
  - 第七 學校建築ノ大要ヲ論ス
- 付録 教育令

ところでこの伊沢の書以前に出版されたものの中で、西村貞の『小學教育新編』(金港堂 1881年) は注目すべきである。その理由は2点あるが、先ず第1点は、これが5巻から成り、その第3巻と第4巻が「学校管理法」であることである。すなわち書名にこそ表われてはいないが、実質的にはこれを最初に出版された『学校管理法』と言うこともできる点である。

次に第2点目として、これがイギリスの影響の下に作られたということである。それは、西村が1878 (明治11) 年に「師範學校取調」のためイギリスへ派遣され、グラスゴーのフリー・チャーチ師範学校において師範学科の研究を行ったが、そこにおける教科書であったタルジョン・ギルの『学校管理法』(1877年)、並びに同師範学校長トーマス・モリソンの『学校管理法』(1879年)、更にエジンバラ府チャーチ・オブ・スコットランド師範学校の校長であったジェームス・カリーの『小学教育』(1872年)の翻訳を中心にこの本が作られたということから判断される<sup>9)</sup>。またこのジェームス・カリーは、伊沢の言う「蘇國教育家カレー」であると同時に、その後1884 (明治17)

年に出版された生駒恭人の『學校管理法』の原本の著者である<sup>2)</sup>、と考えられる。<sup>註7)</sup>

以上のことから、その内容に関してはイギリスの影響が大きいと考えられる。

### 3. 師範学校教科書としての『學校管理法』

東京師範学校の学科課程に「學校管理法」が設置された1879(明治12)年直後は、伊沢がその科目を担当し、その後は高嶺が担当している。そして1883(明治15)年に伊沢の『學校管理法』が出されて以来、東京師範学校のみならず、各地の師範学校においても、この図書が教科書として使用されていたと考えられる。それは、文部省地方学務局及び普通学務局による、1880(明治13)年から1885(明治15)年までの間の「調査済中學校師範學校教科書表」の中で、「中學校師範學校教科書ニ採用シテ苦シカラサル分」として挙げられているのは、「學校管理法」に関しては伊沢の図書だけであることから理解できる<sup>10)</sup>

その後1886(明治19)年に「勅令十三號師範學校令第十二條尋常師範學校ノ教科書ハ當分左ノ圖書中ヨリ撰用スヘシ」として、師範学校に於いて採用すべき図書の書目が示された<sup>11)</sup>。その中で2冊の関係図書があげられた。そのうちのひとつはイギリスの教育学者ジョーセフ・ランドンが1884年に出版した“スクール・マネージメント”を外山正一が訳したもの<sup>21)</sup>であり、もうひとつは前出の伊沢の『學校管理法』である。前者は、「教育事業」としてスペンサーの教育理論に基き知的、道徳的、そして身体的側面からの教育の必要性を重視するものであり、標題通りの内容とは言い難く、むしろ教育に関する総論的図書である。

これらの図書を指定した時期に、伊沢が当時の文部大臣森有礼の下で、教科書編輯局長の職(明治19—22)にあったことは注目すべき点である。

1890(明治23)年、それまでの主として翻訳本を教科書として使用してきた体制からの脱皮を意図して、能勢栄の『學校管理術』が尋常師範学校用の教科書として出版された。

その点について能勢は次のように述べている<sup>18)</sup>。

「……臨時姑息ノ法ハ永久行ハル可キ者ニアラザレバ原書及譯書ノ教科書ヲ貴重スルノ日ハ既ニ過ギ去リテ今日ハ完全ナル著書ノ邦人ノ手ニ成ル者アルヲ待ツノ時ナリ。以下略」

その後、能勢同様に師範学校の教科書としての

使用を意図したもの、あるいは参考書等を含めて、「學校管理法」関係図書(以下、『學校管理法』と呼ぶ。)が頻りに発行されてくる。それらは以下に示す通りである。(書名、著者、出版社、出版年、総頁数)

- 『學校管理法』 伊澤修二 白梅書屋 明治15年 110頁
- 『學校管理法 完』 生駒恭人 金港堂 明治17年 148頁
- 『學校管理法』 第一部、卷之上 外山正一 丸善商社 明治18年 卷之下 清野勉 丸善商社 明治19年 463頁
- 『學校管理法提要』 甫守謹吾 共益商社 明治21年 120頁
- 『學校管理法』 菅井米吉編 金港堂編輯 明治22年 210頁
- 『學校管理術』 能勢栄 金港堂 明治23年 265頁
- 『學校管理法』 峰是三郎 文学社 明治26年 207頁
- 『新式學校管理法』 国府寺新作、相澤英二 成美堂 明治26年 481頁
- 『學校管理法』 廣瀬吉彌 文学社 明治27年 211頁
- 『實驗小學管理術 全』 山高幾之丞 金港堂書籍 明治27年 166頁
- 『學校管理問答 全』 富山房編輯所 富山房 明治28年 188頁
- 『單級學校ノ教授ト管理』 岡本常次郎 金港堂書籍 明治29年 374頁
- 『慕氏小學管理法』 湯原元一 秀英舎 明治30年 284頁
- 『學校管理法』 田中敬一 金港堂書籍 明治30年 252頁
- 『小學実践管理法 全』 大橋唯雄 金港堂書籍 明治30年 137頁
- 『學校管理法 全』 黒田定治、土肥健之助 普及舎 明治32年 399頁
- 『新説學校管理法』 小山忠雄、槇山守次郎 同文館 明治33年 156頁
- 『小學校管理法 全』 和田豊 同文館 明治34年 321頁
- 『管理法教科書』 田中敬一 金港堂書籍 明治35年 306頁
- 『學校管理法』 町田則文 同文館 明治36年

- 232頁  
 『小學校管理法』 樋口勘次郎 金港堂書籍 明治37年 222頁  
 『新訂學校管理法及び教育法令』 里村勝次郎, 増戸鶴吉 弘文館 明治37年 240頁  
 『小學校管理法』 小泉又一 大日本図書 明治38年 347頁  
 『實驗學校管理法講座 全』 渡辺辰次郎 寶文館 明治39年 608頁  
 『新編學校管理法』 鈴木光愛 寶文館 明治40年 246頁

- 第五章 教師ノ適任  
 第六章 教師ノ困難  
 第七章 學校ノ編成  
 第八章 分級法  
 第九章 時間割  
 第十章 膳方  
 第十一章 賞罰  
 第十二章 試験  
 第十三章 學校ノ建築  
 第十四章 教授用具  
 第十五章 學校ノ經濟  
 第十六章 學校帳簿

#### 4. 『学校管理法』における「学校衛生」に関する内容項目の検討

1879 (明治12) 年の東京師範学校学科課程における「学校管理法」では、「學校管理ノ目的, 教具整置法, 分級法, 課程表製法, 校簿整頓法, 器械校舍, 園庭等ニ關スル諸件及ヒ生徒膳方等」を扱うものとされていた<sup>12)</sup>。

伊沢, 生駒, 菅井らの『学校管理法』は、ほぼこれに沿った内容であるが、徐々に「学校建築」に関する記述が詳細になってくるという特徴が見られる。つまり、伊沢は「校舎ノ部分」と「校舎構造ノ注意」を取り上げているが、生駒は「学校ノ位置」, 「教場」, 「遊歩場」・「日光及通風」, 「温度」, 「教具」を取り上げており、更に甫守や菅井にいたっては、これらに加えて、「講堂」, 「校長及職員室」, 「應接所」, 「食堂」, 「生徒扣所」, 「博物室」, 「便所」, 「遊園」等にも触れている。そしてそれぞれの項目の中で衛生面での注意や配慮に言及している。

この頃までは翻訳本が中心であったことは前述の通りであるので、その内容は翻訳者自身の説とは言えないが、結果的にはその後非常に大きな影響を与えたことは見逃せない。すなわち以下に示す通り、能勢の『學校管理術』は、前段に我国の教育にまつわる情報的内容を取り上げているが、それに続く内容項目は、上述の翻訳本とほぼ同様である。

- 第一章 我ガ国學校教育ノ沿革  
 第二章 教育ノ方法ヲシテ人民生計ノ程度ト相稱ハシムル事  
 第三章 教育ノ二派  
 第四章 一個人ノ教育ト一國民ノ教育トノ區別

以上のように、能勢の場合は各内容項目を羅列的に並列しているが、「学校衛生」という項目が独立して取り上げられるようになったのは、その後のことである。その最初のものは峰是三郎の『學校管理法』<sup>7)</sup>である。これは時期的に見て、「学校衛生」という言葉や考え方が徐々に広まってきたことに影響されたためではないかと考えられるが、峰が初めて取り上げるに至った直接の要因は定かではない。それまでに彼は雑誌において「校舎ノ位置」<sup>5)</sup>並びに「學校病論」<sup>6)</sup>を論説しているが、それらとの直接の関連は見られない。

ところで、峰が「学校衛生」として触れている内容は、「温度, 換気法, 視力ノ保護, 飲用水, 雑件」であり、そのほとんどが学校環境衛生に関する内容である。<sup>8)</sup>

また峰は「机卓」の問題にひとつの章を当て(全28章のうち)、「机卓ト健康上トノ關係」, 「机卓ノ寸法」, 「机卓ノ種類及其得失」について述べているが、このようなことは先にも後にも見られない。

一方、校舎に関する記述は、それまでのものに比べて、量的に激減すると同時に、内容的にも浅く一般的なものになっている。これは衛生に係わる内容を「学校衛生」としてまとめたために、能勢等のように、各施設毎にその設置や使用における注意点について述べる必要が無くなったためとも考えられるが、それにしても極端であり、これもこの本だけに見られる特徴である。

結果的に見て、それ以後のほとんどの『学校管理法』の中に「学校衛生」という項目が位置しており、かなり詳しく述べているものが増えていく。前掲の『学校管理法』一覧における峰以降の18冊中、項目として「学校衛生」を設けているのは、廣瀬, 富山房, 岡本, 湯原によるもの以外

の14冊である。(項目名を「衛生」と表現しているものもあるが、文中では「学校衛生」という表現をしている。さらに内容等からも判断して、ここではそれらも含めた。) それらにおいて、比較的共通に取り上げられているのは、「採光」、「換気」、「温度」、「疾病」、「姿勢」、「飲用水」、「清潔」、「身体検査」、「学校医」等に関するものである。

その中で、ほとんど一貫して見られる(12冊)のは「疾病」に関してのみであり、「採光」、「換気」、「温度」、「姿勢」は、明治30年代の後半になるとあまり見られなくなり、逆に、「身体検査」と「学校医」は30年以降に出てくる内容であるが、これは法律や制度との関係であると考えられる。特に諸外国に例を見ない全国的な身体検査制度の制定、更に1898(明治31)年に勅令により全国的な学校医制度が制定され、同年に環境衛生を中心とするかなりの範囲の内容が、学校医の職務として規程されたこと等と関連があると言える。また、「飲用水」に関しても独立させているのは30年代の初めまでで、それ以降は項目としてはみられないが、内容的には30年以降のほとんどのものに設けられている「清潔」に関する項目に吸収されている。

これらの図書の中で、師範学校用の教科書として文部省の検定を受けているものは、和田、田中、里村・増戸、小泉、鈴木の5冊である。これらに限ってみると、和田、田中、小泉は広くほとんどの項目に触れているが、里村・増戸は「疾病」、「清潔」、「学校医」を扱っておらず、小泉は「採光」、「換気」、「温度」、「姿勢」を取り上げていないといった状況で、統一性が見られない。

また当時、1880(明治13)年に、大河本聴松が『学校衛生論』(壺天堂 1880年)という翻訳本をだして以来、比較的多数の同種の翻訳本、あるいは主としてドイツにおける学校衛生論を参考にした「学校衛生」に関する単行本が出版されていた。そしてそれらのほとんどは、学校の校舎や教室、更にそこにおける採光、換気、温度を始めとして環境衛生問題を重視している点で一致している。しかしこれらのものと、前述の『学校管理法』教科書における「学校衛生」とを対比してみる時、ここにも関連性が見受けられない。

更に1895(明治28)年3月から、三島通良が東京高等師範学校の「教育学」の中で「学校衛生学」の講義を始めていたが<sup>15)</sup>、三島はその時既に『學校

衛生學』(博文館 1893年)を世に出していたことから、講義の内容はそれに沿っていたと考えられる。これは前に述べたドイツの医学的學校衛生の代表的著作であり<sup>16)</sup>、内容項目からすると学校環境衛生が中心と言える。

以上のことから総合的に考えて、当時は教育学領域における「学校衛生」の捉え方と、医学領域におけるそれとの相違ということも含めて、全体的に見て極めて不統一な時期であったと判断される。<sup>17)</sup>

(このことが、その後の学校衛生、そして最終的には、今日の学校保健に大きく影響し、医学的発想と教育学的発想とが併置され続けている状況の始まりであると推測されるが、その点の具体的検討は別の機会に譲る。)

#### IV. まとめ

明治期においては、現在の学校保健活動に含まれる領域あるいは何等かの関連性を持つ活動が存在していた。現在までにそれらに対するいくつかの研究が行われてきたが、師範学校の学科課程にも見られる「学校管理法」については、「学校衛生」にかんする内容を含んでいるにも拘らず、学校保健領域の研究においてはほとんど手が付けられていなかった。

そこで本研究では、明治期における「学校衛生」観を探る作業の一環として「学校管理法」に着目し、師範学校の学科課程に「学校管理法」が位置付けられた経過並びに、明治期におけるその内容の推移を「学校衛生」(学校保健)の側面から検討した。

その結果をまとめると以下の通りである。

1. 師範学校の学科課程に「学校管理法」が位置付けられたのは、伊沢修二並びに高峰秀夫により、米国の師範学校制度が積極的に採り入れられたことに起因する。
2. 内容的にも伊沢の与えた影響は大きい。それは伊沢が師範教育の中心的であった東京師範学校で「学校管理法」を担当していたこと、並びに翻訳本ではあるが、かなり早い時期に『学校管理法』を出していたことによる。
3. 初期における「学校管理法」の内容は、イギリスの影響が強かったと考えられる。
4. 「学校管理法」の中に、「学校衛生」という項目を最初に設けたのは、峰是三郎であるが、そ

の理由は定かではない。

5. 項目「学校衛生」の中の細項目は、学校環境衛生を中心とする内容を列挙する形から、それらを学校医の職務としてひとまとめにしてしまう形へと推移していった。
6. 細項目の統一性は徐々に無くなっていくが、なかでも文部省の検定を受けた師範学校の教科書においては、極めて統一性に欠けている。
- (本研究の一部は、第35回日本学校保健学会において発表した。)

### 注

- 注1) 師範学校の学科課程では、明治の後期になると「教育学」に「養護」という領域(概念)が置かれる。これは、現在の学校保健と対応させて観ると、保健指導に相当すると言える。これに関しては以下の文献資料があるが、今後更に検討を要する領域である。
- 田中勝文：養護概念の検討(1)―教育学における養護概念の発達をめぐって―，愛知教育大学研究報告，30巻(教育科学編)，pp.153-165，1981
- 藤田和也：養護教諭実践論，青木書店，1985
- 山梨八重子：学校教育における養護教諭の位置づけと役割についての史的考察，筑波大学体育研究科研究集録，第4巻，pp.153-156，1982
- 注2) 文部省が「師範学科取調」のため米国に派遣したのは、伊沢修二(文部省)、高嶺秀夫(慶応義塾)、神津専三郎(同人社)の3名であった。
- 尚、伊沢に関しては、主に以下のものを参考にした。
- 故伊沢先生記念行事編集委員会：楽石伊沢修二先生，1919
- 信濃教育会：伊沢修二選集，信濃教育会出版部，1958
- 唐沢富太郎：教育人物事典，ぎょうせい，1984
- 上沼八郎：伊沢修二，吉川弘文館，1962
- 注3) 伊沢が調査・翻訳を担当したマサチューセッツ州、高嶺と神津が担当したニューヨーク州の教育制度に関しては、明治11年に『米国学学校法』(上・下2編)として、文部省より刊行された。
- それ以前に米国の師範学校を紹介したものとすれば、古くは1873(明治6)年に文部省が刊行した『理事功程』がある。その中でも同じくマサチューセッツ州の師範学校を取り上げているが、「……文科一般ヲ教授シテ其科ニ達シ学校ヲ支ユルノ方法如何ヲ了解セシムル……以下略」といった程度の内容である。
- その他には、大塚綏次郎が、1876(明治9)年に『教育雑誌』(文部省)15号で、伊沢が留学

したヴリッチウォートル師範学校の学科課程について紹介している。その中で本文中で述べたように、「教授ノ理及術」に付属する内容として、「教育ノ理及方法」、「学校整正及管理」、「マサチューセッツ州学制」があげられている。

- 注4) 「帳簿の整備」を重視したが、その帳簿とは、
1. 在学生生徒経歴明細書，
  2. 毎月課業出席表，
  3. 課業出席調査簿，
  4. 各級出席平均百分数一覧表，
  5. 試業評点調査簿，
  6. 試業評点一覧表，
  7. 活力統計表などである。ここに活力統計表があげられたことは、米国における経験に加えて、伊沢が体操伝習所の主幹をも兼務していたことが大きく影響したと考えられる。
- 注5) 高嶺は留学中に、ジョホノットとの親交が生じたと言われている。そのために、帰朝後ジョホノットより論文の原稿が送られてくることになる。それが“Principles and Practice of Teaching”，そしてその翻訳本が1885(明治18)年の『教育新論』(普及社)であり、高嶺の代表的著書のひとつである。
- 注6) 書名としては、『学校管理法』、『小学管理法』その他いくつかがあるが、以下特別な場合を除いて、これらを『学校管理法』と呼ぶことにする。
- 注7) 生駒はその緒言で、「本書ハカーリー氏著コモンスクールエジュケーション中第二篇スクールマニジメント即學校管理法ノ次序ニ賤職ヲ以テ説述セルモノナリ」と述べている。
- この本は、前後2篇で構成されているが、前述のことはその前篇についての説明である。
- 注8) 「雑件」においては、疾病の予防法や養生の方法に関して、教育あるいは指導することが必要であると述べている。
- 注9) この点に係わって木下秀明は、『日本体育史研究序説』(不味堂，1971)において、「衛生学的学校衛生観に基づく実質的『学校衛生』と、身体教育を意味する体育的学校衛生観に基づく『学校衛生』の両概念が、その相違を意識されずに併用されていたことを物語っている」と指摘している。本研究において、より詳しい状況が明らかになったと言える。

### 参考文献

- 1) 藤田和也：養護教諭実践論，青木書店，p.59，1985
- 2) 生駒恭人：學校管理法，金港堂，pp.1-2，1884
- 3) 伊沢修二：學校管理法，白梅書屋・丸善商社書店，緒言，1882
- 4) 唐沢富太郎：教育人物事典，ぎょうせい，pp.519-522，1984
- 5) 峰是三郎：校舎ノ位置，教育報知，第82号，1886
- 6) 峰是三郎：學校病論，教育時論，第112号，

- pp.12—13, 1888
- 7) 峰是三郎：學校管理法，文学社，1893
  - 8) 水原克敏：ジョホノットの教育学と東京師範学校の1879年改革，教育学研究，48—2：61，1981
  - 9) 水原克敏：前掲8)，pp.56—66
  - 10) 文部省：調査済教科書表，p.194，p.202，復刻版，芳文閣，1985
  - 11) 文部省教育史編纂会：明治以降教育制度発達史，Vol. 3，pp.695—706，1938
  - 12) 文部省：東京師範学校第九年報，文部省第九年報，pp.688—717，1882 所収
  - 13) 森本稔：明治期の学校衛生—文献と法制を中心として—，天理大学報 自然・体育篇IV，p.37，1966
  - 14) 日本学校保健会：学校保健百年史，p.18，1973
  - 15) 日本学校保健会：前掲14)，pp.20—21
  - 16) 野村良和：明治前期の学校衛生の検討—「種痘」および学校環境衛生を中心として—，筑波大学体育科学系紀要，9：275—281，1986
  - 17) 野村良和：前掲16)，p.279
  - 18) 能勢栄：學校管理法，金港堂，1890
  - 19) 高嶺秀夫先生記念事業会：高嶺秀夫先生伝，培風館，1921
  - 20) 東京文理科大学・東京師範学校：創立六十年，pp.21—23，1931
  - 21) 外山正一：學校管理法，丸善商社書店，1885
  - 22) 対村恵祐：中島太郎編 教員養成の研究，第一法規出版，pp.128—129，1961 所収
  - 23) 対村恵祐：前掲22)，p.130